

厚生年金財政の将来とスライド制

八代 尚 宏
小 塩 隆 士

はじめに

公的年金と私的年金との大きな違いの一つが、スライド制(物価スライド、賃金スライド)の有無である。公的年金が平均40年間の拠出と20年間の給付を前提とする長期の契約である以上、インフレ・リスクに対する物価スライドは不可欠の仕組みとされる。また、所得が極めて低い水準から年率10%近い成長を遂げてきた高度成長期においては、引退世代の相対的な窮乏化をもたらす「経済成長のリスク」も大きく、これに対応した賃金スライドが必要とされた。しかし、これまでの高い経済成長を前提とした年金のスライド制による受給者の所得安定機能は、今後の少子化の急速な進展という人口動態変化のリスクによって脅かされている。

公的年金制度改革の検討のためには、過去ではなく、将来の経済環境を前提として考えることが必要である。今後の少子・高齢化が進展する環境では、労働力人口が減少し、年金受給者に対する被保険者の比率が傾向的に低下することが不可避である。また、労働力人口が減少すれば、実質賃金上昇率が経済成長率を上回るという、これまでとは逆の関係が生じる。こうした新たな経済環境の下で、引退世代の年金給付額を勤労世代の賃金にリンクさせるスライド制は、結果的に「労働力人口減少のコスト」をもっぱら後世代のみに負担させることを意味する。すなわち、少子化・人口減少という前の世代の行動が、後の世代に大きな負担を担わせる世代間の所得再分配の仕組みは、

年金制度の長期的な安定性を損なう大きな要因となる。

本稿ではまず、スライド制の基本的な概念とその経済理論的な意味について検討する。次に、1974年の年金改革時に導入された賃金スライドが、当初の予想を大幅に上回る少子・高齢化の進展による厚生年金財政の悪化の度合いを大幅に拡大させたことを示す。最後に、マクロ経済と公的年金をリンクさせた計量モデルを用いて、賃金スライドの廃止が、2050年までの厚生年金財政の改善とそれにとまなう保険料水準の安定化に与える効果を示し、それに基づく政策的な結論を導くこととする。

I 年金スライド制の経済的意味

1. 物価スライドと賃金スライド

年金給付の実質価値を維持するためのスライド制には、物価スライドと賃金スライドの2つがある。このうち物価スライドは、毎年の年金給付額をインフレ率だけ高め、インフレ分を除いた年金の実質価値を維持するための仕組みである。他方、賃金スライドは年金給付額を現役世代の賃金上昇率だけ高め、勤労世代の賃金との相対的な価値を維持するものである。

この物価スライドと賃金スライドの両者の組み合わせについては、幾つかのパターンがある。日本では、支給開始時点における年金裁定額を賃金スライドで再評価するとともに、裁定後は、賃金スライドと物価スライドを併用するという仕組みになっている。ただし、賃金スライドは5年に1

度の年金制度改革に際してのみ実施される。ところが、諸外国の例を見ると、裁定時と裁定後いずれも物価スライドだけを適用し、賃金スライド制の適用はないスウェーデンやフランス等、また、裁定時と裁定後のいずれも賃金スライドを適用するドイツ等、および裁定時は賃金スライド、裁定後は物価スライドだけを適用するイギリス、アメリカ、カナダ等、といったタイプが見られる。これら諸外国の例と比較すると、日本のスライド制の仕組みは年金受給者に対してかなり手厚い仕組みになっている。このようなスライド制は、公的年金のあり方を考える場合、どのような意味を持っているのだろうか。

2. 公的年金の財政方式とスライド制

スライド制の意味は、公的年金の財政方式のあり方、すなわち同一世代内での所得移転である積立方式と世代間移転である賦課方式で異なってくる。

積立方式では本来、積立金の運用利回りが年金給付の実質価値を保証する機能を果たすことになる。競争的な金融市場では、長期金利は経済成長に見合った資本収益率に等しくなるからである。高度成長期の日本では、統制された金融市場における低金利政策によって、経済成長率を著しく下回る金利水準が維持されていた。しかし、1970年代半ば以降は金利は経済成長率とほぼ見合った

水準で推移しており、ここ数年間では経済成長率を上回っている(図1)。仮に、完全な積み立て方式の下で、積立金の運用利回りが長期金利に等しい水準に設定されていれば、年金収支を均衡させたままで年金の実質価値を維持することができる。このように金利が完全に自由化されていれば、インフレ率は名目金利にそのまま反映されるので、積立方式の場合は、原理的には賃金・物価スライドを適用することが不要になる。

年金給付にスライド制を導入することの必要性は、現役世代と引退世代との間で所得再分配を伴う賦課方式の場合に生じる。完全な賦課方式の場合、所得代替率 r (=引退世代への年金給付額/現役世代の賃金)、保険料率 t (=保険料/現役世代の賃金)、従属人口比率(=引退世代の人口/現役世代の人口) d の間には、

$$r=t/d$$

という関係が恒等的に成り立つ。スライド制の導入は、この所得代替率 r を長期的に一定の水準に維持するためのものである。そして、所得代替率は、現役世代と引退世代の間の所得再分配の程度を示す指標となっている。例えば、インフレが進行すれば現役世代の名目賃金は労使交渉によって上昇するが、年金給付額は自動的に上昇するわけではないので、そのままなら所得代替率は低下して引退世代が相対的に不利になるため、物価スライドが求められる。他方、現役世代の労働生産性

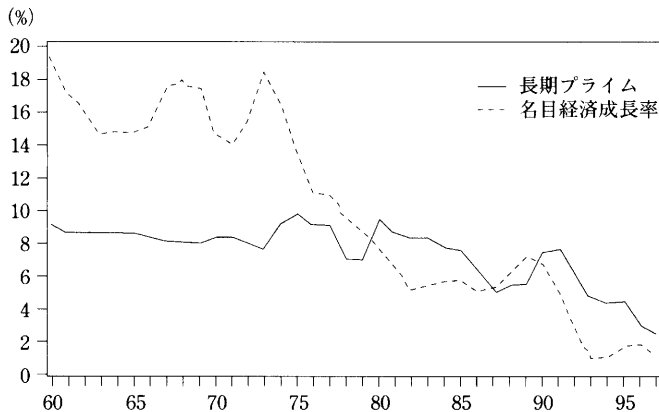


図1 名目経済成長率と長期金利(成長率は3年移動平均値, %)

の高まりを反映して実質賃金が上昇する場合も、引退世代の所得が相対的に減少することを回避するために賃金スライドが必要となる。このように、スライド制は、賦課方式を前提とした世代間所得再分配のための仕組みである。

3. ネット所得スライドと世代間の公平

1994年の年金制度改革で導入された「ネット所得スライド」は、この所得再分配の仕組みをさらに精緻化したものである。すなわち、年金給付額を、現役世代の名目賃金上昇率で修正していくのではなく、賃金から税・社会保険料を差し引いたネット所得(可処分所得)の上昇率で修正する仕組みである。少子・高齢化の下では、社会保障関連支出が一本調子で増加することが見込まれるが、それによって現役世代の負担も傾向的に増加する。そこで、賃金スライドのベースを名目賃金からネット所得に変更することにより、可処分所得ベースで見た世代間の公平性は維持される——これがネット所得スライド導入の根拠とされる。上の式で言えば、ネット・ベースの所得代替率($r/(1-t)$)を固定しようという発想である¹⁾。この発想は、マスメディア流の世代間の公平観に合致するものでもあり、肯定的に評価されることが多い。

ところが、この解釈は必ずしも正しいとは言えない。確かに、ネット所得スライドの導入によって現役世代の負担は軽減される。しかし、その現役世代が引退時に受け取る年金額がこの制度の導入によって抑制されるとすれば(少子・高齢化が進む限りその傾向は続くはずである)、生涯を通じて見ると収益率に変化は生じない。完全な賦課方式を前提とする限り、年金の収益率は賃金所得の増加率によって規定され、賃金スライドの方式をどのように変更してもその値は影響を受けない。つまり、各時点で現役世代と引退世代の可処分所得の比率が固定されるとしても、それは見せかけの公平に過ぎないのである(小塩 [1998] 参照)²⁾。

もちろん、賃金スライド制を廃止しても、各世代にとっての年金収益率は影響を受けない。しかし、賦課方式の場合の保険料は見返りを期待しな

い税に近い性格を持っていることから、賃金スライド制廃止に伴う保険料率の抑制は、現役世代の就業インセンティブを高めるという効果を持つことになる。

4. 基礎年金・報酬比例部分とスライド制

さらに、年金のスライドの意義については、基礎年金(老齢基礎年金)部分とそれ以外の二階部分(報酬比例部分)とでも異なってくることに注意する必要がある。

まず、基礎年金については、老後における最低限度の所得保障のための仕組みとして政府が責任を持って運営すべき部分であると考えられる。この部分については、現役世代から保険料を徴収し、引退世代に分配するという賦課方式の考え方が無理なく当てはまる。ただし、ここで問題となるのは、最低限度の所得を保障する年金額をどの水準に設定するかという点である。実際には、政府が保障すべき最低限度の所得は絶対水準で与えられるわけではなく、現役世代の平均的な生活水準との相対関係で決定されるべきものであろう。この発想は、いわゆる生活保護基準額の設定でも用いられている。

したがって、基礎年金については、物価スライドが容認されるだけでなく、賃金スライド(厳密にはネット所得スライド)の導入も是認できる。確かに、現行の基礎年金の給付額は賃金スライドの考え方が明示的に適用されているわけではなく、「現役世代も含めた全世帯の消費水準の伸び等を総合的に勘案して、生活水準の向上に応じて」(厚生省年金局数理課 [1995]) 決定されている。しかし、この考え方を突き詰めれば、結局は物価スライド・賃金スライドの考え方になることは明らかである。

一方、二階部分におけるスライド制の役割については、運営形態のあり方に依存する。まず、二階部分の機能を各個人の従前生活の保障として捉え、世代間の所得再分配機能を期待しないとしよう。その場合、二階部分は積立方式で運営されるのが本来の姿であり、したがって、上述の理由により、政府がスライド制によって年金給付額の実

質価値を保証しなければならないという理屈は成り立たなくなる。しかし、実際には、日本の制度もそうであるように、二階部分についても実質的に賦課方式で運営されているのが通常であり、そこには世代間の所得再分配機能が少なくとも部分的に期待されている。このような現実の運営形態を前提にすれば、二階部分においてもスライド制の適用を否定することはできないということになる。

5. 少子・高齢化とスライド制の再検討

このように整理すると、物価スライド、賃金スライドというスライド制による年金給付額の調整は、結局のところ世代間の所得再分配の仕組みとして位置づけられる。そして、現実の公的年金が基本的に賦課方式という世代間の所得再分配を伴う仕組みで運営されている以上、スライド制が公的年金に付加されているという現在の姿も、あながち不自然なものとは言えない。さらに、裁定後も賃金スライドを適用する根拠として、「平均寿命が長く、年金の支給開始年齢が早い日本では、平均的な支給期間が諸外国よりも長期にわたるため物価スライドだけでは不十分」(堀 [1997], p. 59) とする見方もある。

しかし、少子・高齢化の進行の中では、世代間の所得再分配の仕組みとしてスライド制を維持することが次第に難しくなる。従属人口比率が傾向的に高まる中で、引退世代が受給する年金の水準を現役世代の賃金と比較して安定的に維持しようとするれば、現役世代に対する保険料を引き上げざるを得ない。この点は、前述の賦課方式の恒等式を見ても明らかであろう(d が上昇する中で r を一定に保つには、 t を引き上げるしかない)。また、前述のように、賦課方式の場合の保険料は将来における年金給付を必ずしも約束するものではなく、むしろ税にかなり近い性格を持つから、その引き上げは現役世代の就業意欲を阻害し、経済成長を抑制する方向に働く。したがって、スライド制の存在は、公的年金の持続可能性をめぐる不確実性をさらに強めることになる。

1997年1月に国立社会保障・人口問題研究所

が公表した新しい人口推計(中位推計)では、出生率は2050年に1.61までしか回復しない見込みとなっており、少子・高齢化がいままでの想定以上に進むことが予想されている。しかし、過去の人口推計がことごとく過大推計の方向へのバイアスを持ってきたことを考慮すれば、出生率の予想以上の低下が、将来の公的年金制度の安定性にとって最も大きなリスクになることは疑いない。したがって、公的年金制度におけるスライドを縮小することは、公的年金制度の「少子化のリスク」に対する頑健性を高める有力な手段の1つとして位置づけられる。

6. 過去の厚生年金財政悪化の要因

将来の年金制度改革を考える場合、これまで年金財政の悪化をもたらした要因を検討することも重要である。ここでは、仮に公的年金の外的環境が現実のものとは異なっていたとすればどうであったかという、「反歴史的(counter-historical)」シミュレーションを行うことにより、将来の制度改革へのインプリケーションを得ることにしよう。

厚生年金における予想を上回る財政悪化の要因としては、経済成長や金利水準の変化の他に、出生率の低下や寿命の伸長等の人口動態要因や、賃金スライド導入等の政策的な給付拡大要因が挙げられる。

ここでは、過去20年間の人口見通しの誤りが公的年金財政に及ぼした影響や、仮に賃金スライドを採用しなかった場合の年金収支の改善効果の大きさを定量的に検討してみよう。「福祉元年」の制度改革の前提となった、1974年時点での2010年の厚生年金受給権者数の被保険者数に対する比率は27%と推計されていたが、この値は1994年時点における「財政再計算」の見通しである35%を大きく下回っていた。これは、1960年代には安定していた出生率が1975年以降下降傾向に転じたことと、平均寿命が予想を上回るペースで高まったことによるものである。このため、仮にこの1974年人口見通しを1994年の財政再計算の前提に置き換えることで、他の条件を一定としたままで、当初の人口見通しの誤りが、その後

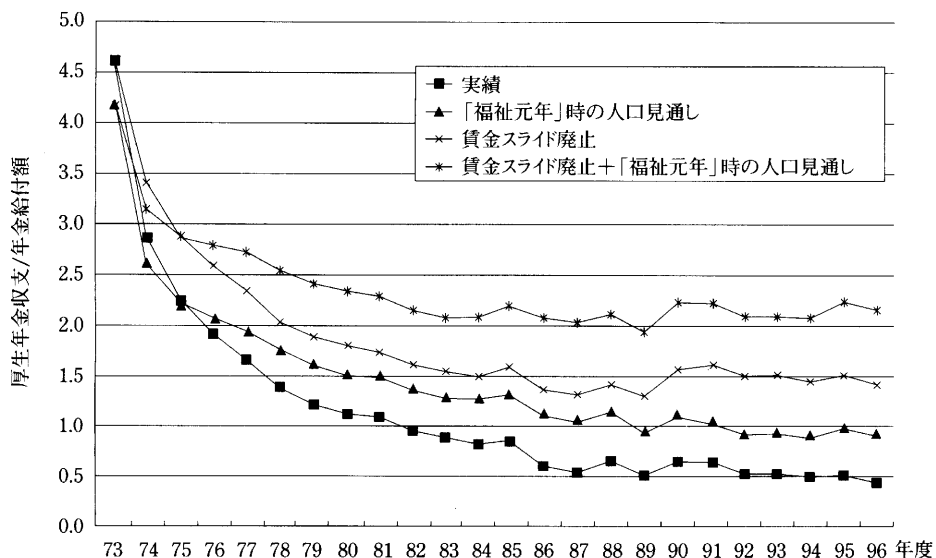
の厚生年金の財政収支に及ぼした影響の大きさを試算することができる。1996年度の時点での厚生年金収支は、実績値で6.7兆円の黒字であった(ケース1)。これを仮に他の条件は一定のまま、人口の年齢構成だけを「福祉元年」時に想定していたものに置き換えれば、厚生年金の収支は大幅に改善する(ケース2)。また、人口は現実のものを用いるが、仮に賃金スライドを採用しなかったとした場合には、収支の改善幅はより大きい(ケース3)。この両者のケースを組み合わせたものがケース4である(表1)。人口見通しの誤りが生じた場合の年金財政収支の悪化の度合いは、賃金

スライドなき場合のケース3と4で比較すれば、黒字幅が2.2兆円(13%)の減少であることに對して、賃金スライドの下でのケース1と2とは4.1兆円(38%)と倍程度に拡大する。このように、賃金スライドは当初に予期しない人口変動の年金財政への影響度を、結果的に著しく拡大させる効果を持っている。これを年間給付費に対する収支差の比率の推移で見ても、賃金スライドの有無によって、予期しない人口変動への年金財政の頑強性が大きく変化することが分かる(図2)。なお、これは、すでに2020年までについて、ほぼ同様の分析を行った八代=伊藤[1995]の結果と

表1 厚生年金収支の試算結果(1996年度) —反歴史的シミュレーション—

ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	各ケースの比率		
実績	「福祉元年」時の人口見通し	賃金スライド廃止	賃金スライド廃止 + 「福祉元年」時の人口見通し	(ケース2)-(ケース1) (ケース2)	(ケース4)-(ケース3) (ケース4)	
厚生年金収支(兆円)	6.65	10.78	15.42	17.64	0.381	0.126
厚生年金収支/年金給付額(年)	0.42	0.90	1.43	2.14	0.533	0.332

(注) 1. 社会保険庁「事業年報」等に基づき、筆者推計。
2. マクロ変数は実績値で固定。



注) 社会保険庁「事業年報」等に基づき筆者推計。

図2 厚生年金収支の実績と試算結果

も整合的である。

II 厚生年金財政の将来見通しと賃金スライド

1. EPA モデルの特徴

それでは、将来の厚生年金の財政見通しにおいて、賃金スライド制の修正は、どの程度のインパクトを持っていると考えられるのだろうか。

厚生年金の財政見通しについては、すでに厚生省が新人口推計（中位推計）に基づいた再推計を公表している（厚生省年金局数理課 [1997]、厚生省年金局 [1998] 参照）。それによれば、旧中位推計を前提とした現行のスケジュールでは厚生年金の最終保険料率は 29.8% となっていたのに対して、新中位推計を適用すると最終保険料率は 34.3% に引き上げざるを得なくなっている。しかし、この厚生省の試算については、その手法や前提が必ずしも完全にオープンになっていないという問題がある。

我々が 1997 年に公表した経済企画庁経済研究所の研究プロジェクト「高齢化の経済分析」は、年金財政の将来見通しと各種制度変更の効果を、手法や前提を完全にオープンにしたマクロ計量モデル（以下、「EPA モデル」と呼ぶ）で定量的に分析しようとした試みである（詳細は八代・小塩他 [1997] 参照）。本節では、この EPA モデルに基づく、スライド制変更の効果を検討するが、その前にこのモデルの特徴を簡単に紹介しておく。

第 1 の特徴は、マクロ経済、労働供給、（年金を含めた）財政政策の相互関連を明示的にモデルの中に組み込んだことである。「財政再計算」など厚生省による年金財政見通しでは、賃金上昇率や長期金利等マクロ経済変数について政府の長期経済計画等に基づいて一定の想定が置かれ、各種の試算が行われている。しかし、年金制度改革は、労働供給や家計貯蓄、財政収支に対して無視できない影響を及ぼし、またそれが年金財政の動向にフィードバックする性格を持っているので、マクロ経済全体の中でその効果を評価する必要がある。EPA モデルでは、このような年金制度改革とマ

クロ経済変数の間の相互依存関係をできるだけ整合的な形で捉えている。

第 2 に、今後 50-60 年間の長期予測を行う関係上、需要決定型のケインジアン・モデルではなく、供給決定型の新古典派モデルの枠組みを採用した。経済成長率は、各最終需要項目の積み上げで決定されるのではなく、資本、労働、技術進歩という生産要素の長期的な経路によって決定される。長期金利や賃金上昇率は、長期的な経済成長によって基本的に決定されることになる。年金制度改革は、家計貯蓄を通じた資本蓄積への影響、就業インセンティブを通じた労働供給への影響等の経路で経済成長に無視できないインパクトを与えることになる。なお、供給決定型のモデルなので、インフレ率はモデル内では解かれず、外生的に与えられることになる。我々は、厚生省の試算と同様に、消費者物価上昇率を 2% と想定した。

2. 標準ケース

新中位推計をベースにするとともに、1994 年の年金制度改革を前提としてモデルを解いたケースを「標準ケース」と呼ぶことにしよう（八代・小塩他 [1997] では、国民年金、共済年金についても分析しているが、ここでは厚生年金の分析結果に限定する）。この標準ケースによれば、厚生年金の財政収支は 2030 年頃に赤字に転じ、2045 年頃には積立金も枯渇することが予想される。1994 年の「財政再計算」の結果と比較すると、2020-25 年頃からの収支の悪化が著しいことが分かる。これは、少子化の程度に関する見通しの違いが、2000 年前後に出生して 2020-25 年頃から保険料を拠出し始める世代の人口から反映し始めるからである。

さらに、2050 年まで黒字を維持するための最終保険率については、2025 年時点で 37% になるという試算結果も得られた。これは、厚生省の試算（厚生省年金局数理課 [1997]、厚生省年金局 [1998]）の 34.3% をやや上回る数字となっている。この理由は 2 つある。

第 1 は、モデル内で経済成長率が鈍化し、賃金上昇率がやや低めになったことで、保険料収入が

厚生省の試算より少なめになったことである（名目賃金上昇率は厚生省は4%と想定，EPAモデルの解は約3.7%）。もちろん，賃金上昇率が低めになれば，賃金スライドによって年金給付額が抑制される。しかし，当分は保険料収入が年金給付額を上回る構造が続き，賃金の伸び悩みによる収入の抑制の方が影響は大きい。

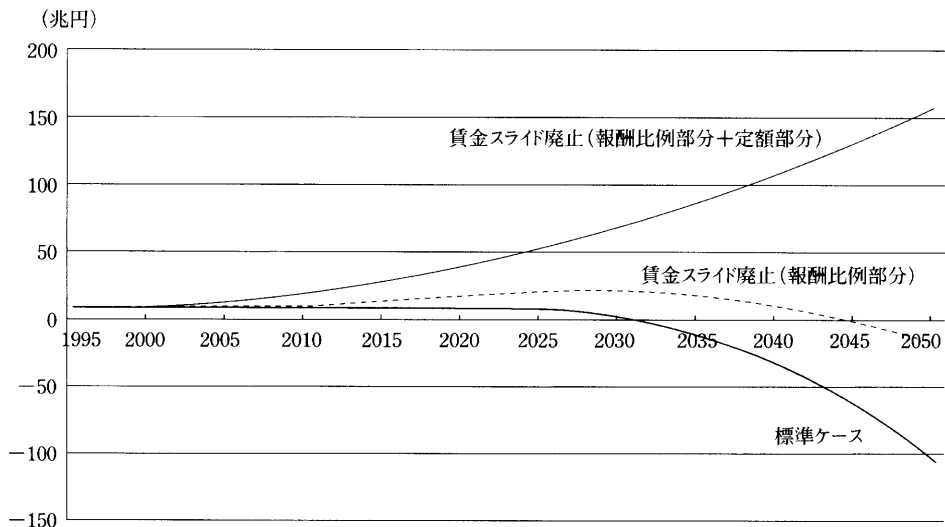
第2は，積立金の運用利回りが，これも経済成長率の鈍化に合わせて低目になったことである（長期金利は，厚生省が5.5%という予定利率を想定，EPAモデルの解は約3.4%）。厚生年金は現時点で約110兆円の積立金を有しており，その運用益は年金財政に無視できない役割を果たしている。運用利回りの想定が少しでも変わると，その長期的な影響はかなり大きい。従来の保険料率・年金支給額の設定は，予定利率に関する特定の想定に基づいたものとなっているが，その予定利率の想定が非現実的であれば制度運営自体に無理が生ずることになる。

3. 賃金スライド廃止のインパクト

それでは，このような標準ケースをベースにして，賃金スライドを廃止した場合の効果を試算す

ることにしよう。ここでは，賃金スライドの廃止を，年金給付額の裁定前後のいずれにおいても一切行わず，物価スライドだけを適用するという意味で捉えることにする。したがって，シミュレーションを行う時点で年金給付の実質価値は固定され，それ以降は年金額はインフレ分だけ引き上げられていくという状況が想定されることになる（もちろん，各個人の年金給付の大きさ自体は，現役世代の報酬月額に応じて個別に設定されることになる）。

こうした制度変更が，かなりドラスティックな想定であることは否定できない。実際，裁定後は物価スライドだけを適用するとしても，裁定時は賃金スライドを適用するという国が諸外国でも多い。しかし，特に報酬比例部分については世代間の所得再分配機能をそこに期待しないとすれば，賃金スライドは年金額の裁定時においても是認することが難しい。過去に拠出した保険料の再評価が必要だとしても，それは基本的には金利だけに基づいて行えばよいはずである。同様に，金利によって再評価が行われているのならば物価スライドも原理的には是認できないが，過去の高度成長期に金利が自由化されてこなかったことを考慮す



注) 八代・小塩他 [1997] より作成。

図3 賃金スライド廃止の効果(厚生年金)

れば、実際には是認すべき部分がある。

シミュレーションでは、賃金スライドの廃止を報酬比例部分に限定した場合と、報酬比例部分だけでなく定額部分(基礎年金)部分の双方で実施した場合についての試算を行った。厚生年金の財政収支に対する影響は図3に示される。まず、報酬比例部分の賃金スライドを廃止すると、厚生年金は2045年前後まで黒字を維持することができ、それ以降の赤字の発生もかなり抑制することができる(2050年時点の赤字額は、標準ケースが104兆円であるのに対して、このケースでは18兆円)。さらに、定額部分についても賃金スライドを併せて廃止すると、厚生年金は黒字を膨らまし続けることが分かる(2050年時点では157兆円の黒字)。

4. 保険料率の引き下げと年金制度の頑健性

このように賃金スライド制の廃止によって年金財政が大幅に改善する理由は単純である。EPAモデルでは、今後50年間の平均でネット所得の上昇率として3.5%という値が得られる。これに対して消費者物価上昇率は2%として外生的に与えられているから、賃金スライドの廃止と物価スライドへの一本化によって年金額の伸び率は標準ケースの6割以下に低下し、年金の給付規模はかなり抑制されることになる(2050年時点では4-5割に低下)。さらに、積立金の運用益増大の効果がここに加わる。

なお、賃金スライドの廃止による年金財政の改善分を、保険料負担の軽減に当てようとするとうなるだろうか。標準ケースでは、最終保険料率を37%にまで引き上げる必要があることはすでに述べたが、報酬比例部分の賃金スライドを廃止することで最終保険料率は31%にとどめることができる。また、定額部分についても賃金スライドを廃止すると、最終保険料率はさらに21.5%にまで抑えることができる。さらに、この賃金スライドの廃止によって大幅に保険料負担を引き下げられた個人は、その選好に応じて任意に私的年金に拠出する資金的余裕ができる。したがって、賃金スライドの廃止だけで、大幅な制度改革なしに、公的年金の「なし崩し的な民営化」が達成で

きることになる³⁾。

こうした賃金スライド廃止の年金財政への結果は、当然ながら賃金上昇率インフレ率と(消費者物価上昇率)の想定に大きく依存する(賃金スライドとインフレ率の差、すなわち労働生産性の伸びが大きいほど賃金スライド制の廃止の効果は大きくなる)。賃金スライドの廃止が年金財政にかなり大きなインパクトを及ぼすことは、ここから明確に示唆されている。同様の試算は、厚生省年金局[1998]でも行われている。厚生省の場合は、賃金スライドの廃止を基礎年金と報酬比例部分の双方で行うとするものの、裁定後に限定した場合の試算となっているが、標準ケースの最終保険料率が34.3%にあるのに対して、賃金スライドを廃止すると最終保険料率は約6%ポイント引き下げられるという結果になっている(賃金上昇率を4%と想定した場合)。この厚生省の試算でも、賃金スライド制廃止のインパクトが大きいことが示されている。

さらに、我々の試算では、賃金スライドの廃止とそれに伴う保険料率の引き下げという、年金制度の「スリム化」によって、年金制度の「少子化のリスク」に対する頑健性が高まるという点も確認されている。例えば、標準ケースの場合、人口推計を新中位推計から新低位推計に置き換えると、最終保険料率は37%から40%へと3%引き上げざるを得ない。これに対して賃金スライド制を廃止すると、最終保険料率の引き上げ幅は報酬比例部分だけの場合2.5%(31%→33.5%)、報酬比例部分と基礎年金部分両方の場合1%(21.5%→22.5%)と縮小する。これは、賃金スライドの廃止とそれに伴う保険料率の引き下げが、人口動態の圧力に脆弱な賦課方式の規模の縮小にほかならないことを考えれば当然の結果である。

III 政策的含意

公的年金の給付と負担とのこれまでの関係は、公的に引退世代のニーズに見合った給付水準をまず確定し、それを賄う保険料を設定するというものであった⁴⁾。この仕組みの中心的な役割を担っ

ているものが、賃金スライドである。賃金スライドは、人口の増加や高い経済成長を前提として、高齢者の年金受給額を現役世代の賃金にリンクさせることにより、世代間の公平を確保するものと評価され、公的年金の「確定給付性」をいっそう確実にするための有力な手段であった。しかし、経済活動が長期的に低迷し、当初の予想以上の速度で進展する少子・高齢化の下では、賃金スライドによる確定給付を維持するための負担を、もっぱら後代世代に転嫁する。その結果、年金財政の累積債務を拡大させ、公的年金の将来の持続可能性を危ういものとしている。

今後とも、労働供給の制約の強まりから女性の高学歴化や社会進出の高まりのなかで、インフレや成長のリスクよりも、少子化のリスクの方がより大きなものとなっている。出生率に低下がもたらす年金財政への負担は、後代世代ではなく、その責任を持つ年金受給世代が負担する必要がある。これは同時に、公的年金財政を高齢化のピーク時にも安定的に維持する上で不可欠である。そして、そのためには、これまでの確定給付ではなく、確定拠出型の公的年金への移行が大きなカギとなる。その場合、賃金スライドは当然ながら見直す必要があるが、その具体的な方法としては次の3つの可能性がある。

第1は、すでに1994年の制度改革で導入された、ネット所得(可処分所得)スライドである。ただし、ネット所得を算定する場合に、直接税・社会保障負担だけでなく、消費税などの間接税負担も考慮する、スウェーデン方式の採用も考えられる。しかし、この方式では、従属人口比率の変化による影響を排除できず、少子化のリスクに十分対応することができない。

第2に、スライドの基準を賃金上昇率から経済成長率に置き換える「経済成長スライド」方式がある。豊かな労働力に支えられてきた戦後の日本経済では、経済成長率はつねに賃金上昇率を上回ってきたが、今後の高齢化社会では、平均的な経済成長率は賃金上昇率をつねに下回り、そのギャップは出生率の低下が進むほど大きくなる。したがって、この経済成長スライドでは、賃金上昇率

を所与とすれば、少子化が進行するほど年金給付の増加率は低くなり、公的年金は「少子化のリスク」に対して、より頑健なものとなる。

第3は、賃金スライドを裁定前後のいずれにおいても廃止し、物価スライドだけとする方式である。この場合には、保険料率をほぼ現行の水準にとどめることができるため、結果的に制度不変の場合と比べて、賦課方式による公的年金の規模が縮小する。このため、個人的に民間年金へのシフトを促すことで、いわば「なし崩し的」な公的年金の民営化を達成することに等しい。

これまで高い経済成長や人口増加の時期には、年金制度の改革は、制度の安定を当然の前提として、もっぱら年金の給付水準の実質的な価値を維持することに主眼が置かれてきた。しかし、今後の少子・高齢化の進展する社会では、制度自体の持続可能性に着目し、現在の高齢者だけでなく将来の高齢者の利益をも守ることを主たる目標とする必要がある。賃金スライドの廃止は、支給開始年齢の引き上げや第三号被保険者の廃止と並んで、そのための基本的な条件の1つとなっている。

注

- 1) ただし、通常の賃金スライドの場合と同様に、その所得代替率をどの程度の水準に固定するかは、別途検討されなければならないテーマである。また、ネット所得の定義として、現行のように直接税と社会保険料を賃金から差し引くという方法のほかに、年金保険料だけを差し引くという考え方や、マクロ全体の可処分所得とするという考え方もあり得る。
- 2) 八田=内田 [1996] は、ネット所得スライドの導入によって、現在の10歳代より若い世代のネットの負担が減少する一方で、20歳以上の世代のネットの負担がむしろ増加することを示している。
- 3) EPAモデルによる分析では、賃金スライド制の廃止のほかに、部分年金の廃止(支給開始年齢の65歳までの完全引き上げ)、報酬比例部分の支給乗率の引き下げ(0.075から0.067へ)、第三号被保険者からの保険料徴収などの選択肢についてもその収支改善効果を試算したが、賃金スライド廃止の効果はそれらに比べてかなり大きいことが確認された。
- 4) 公的に定められた高齢者の生活ニーズの前提が、専業主婦世帯となっていることは、今後の

女性就業の拡大のなかで、それが過大な給付水準となることを意味している。これが公的年金財政の安定化を、保険料の引き上げよりも給付水準の削減で行うことが合理的な1つの要因ともなっている。

* 本論文の試算に必要なデータを提供して頂いた松谷萬太郎氏（経済企画庁）に感謝する。

参考文献

小塩隆士 [1998] 『年金民営化への構想』, 日本経済新聞社。
 厚生省年金局数理課監修 [1995] 『年金と財政』, 法研。
 厚生省年金局数理課 [1997] 「新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について」。

厚生省年金局監修 [1998] 『年金白書・21世紀の年金を「選択」する』, 社会保険研究所。

八田達夫・内田香屋子 [1996] 「1994年の厚生年金改革の研究」『日本経済研究』第33号。

八田達夫・八代尚宏編 (1998) 「社会保険改革」日本経済新聞社。

堀 勝洋 [1997] 『年金制度の再構築』, 東洋経済新報社。

八代尚宏・伊藤由樹子 [1995] 「高齢者保護政策の経済的帰結」, 八田達夫・八代尚宏編著 『「弱者」保護政策の経済分析』, 日本経済新聞社。

八代尚宏・小塩隆士・井伊雅子・松谷萬太郎・寺崎泰弘・山岸祐一・宮本正幸・五十嵐義明 [1997] 「高齢化の経済分析」, 経済企画庁経済研究所『経済分析』第151号。

(やしろ・なおひろ 上智大学教授)
 (おしお・たかし 立命館大学助教授)